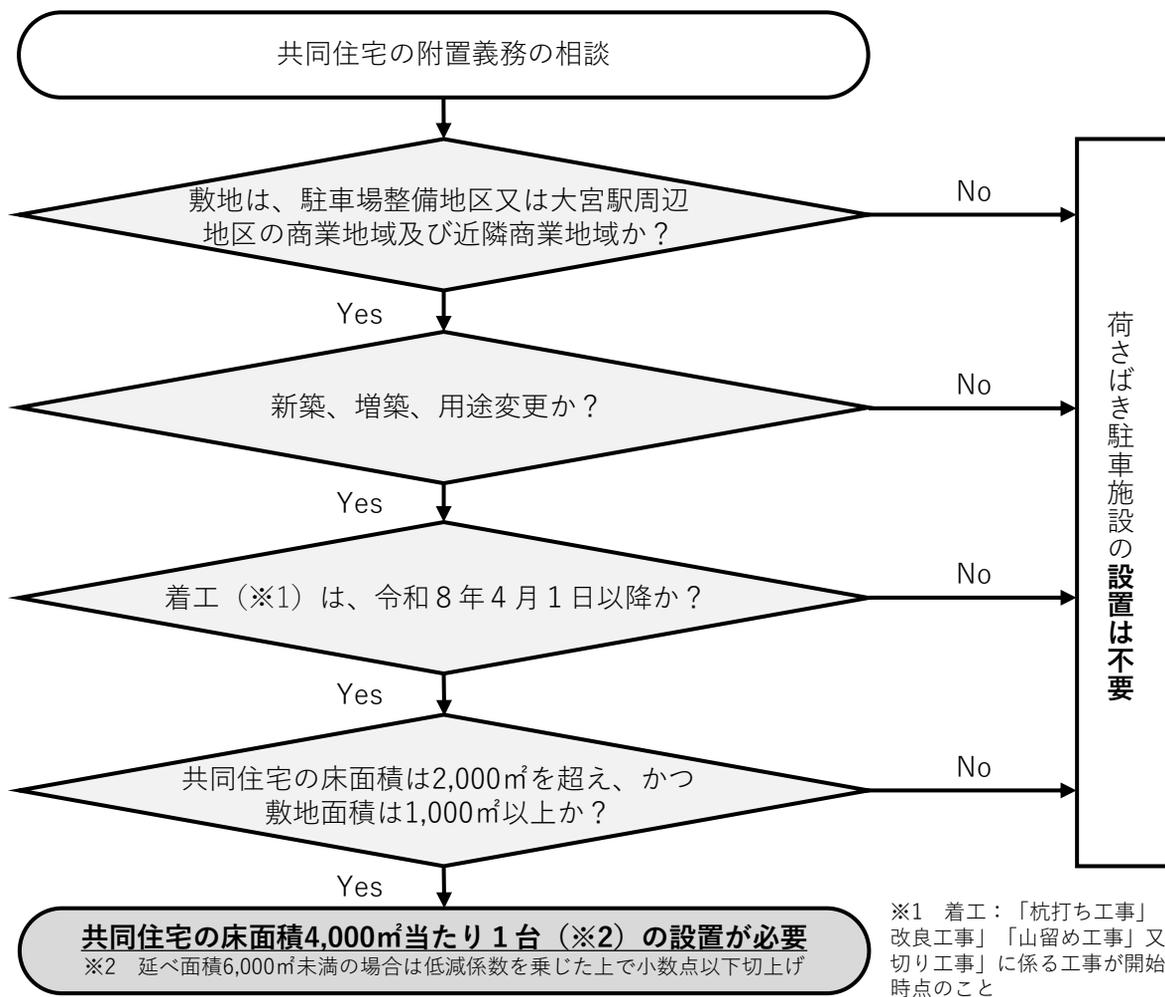


令和8年4月1日以降に共同住宅の着工を予定している方へ

駐車場法施行令の改正により、**令和8年4月1日以降に一定の条件に該当する共同住宅を着工する場合は**、さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例の規定により、**荷さばき駐車施設の設置が必要**になります。詳しくは、以下のフロー等をご確認ください。

- 対象地域：駐車場整備地区、大宮駅周辺地区の商業地域及び近隣商業地域（裏面参照）
- 対象建物：床面積が2,000㎡を超え、かつ敷地面積が1,000㎡以上の共同住宅
- 設置台数：共同住宅の床面積4,000㎡当たり1台

荷さばき駐車施設が必要になる共同住宅の判定フロー



○お問い合わせ先

（1）条例全般に関すること

さいたま市 都市局 交通政策部 自転車まちづくり推進課
 電話：048-829-1398
 住所：浦和区常盤6-4-4（市役所本庁舎）

（2）個別の案件に関すること・届出先

【西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区】
 さいたま市 都市局 都市計画部 北部都市計画指導課
 電話：048-646-3178
 住所：大宮区吉敷町1-124-1（大宮区役所6階）

【中央区、桜区、浦和区、南区、緑区】
 さいたま市 都市局 都市計画部 南部都市計画指導課
 電話：048-840-6178
 住所：中央区下落合5-7-10（中央区役所3階）

○条例の内容等について

条例の内容や届出等の書類の様式の詳細を右の二次元コードから確認できます。
 （届出の案内ページ）
 建築物駐車施設の附置について

【条例HP】

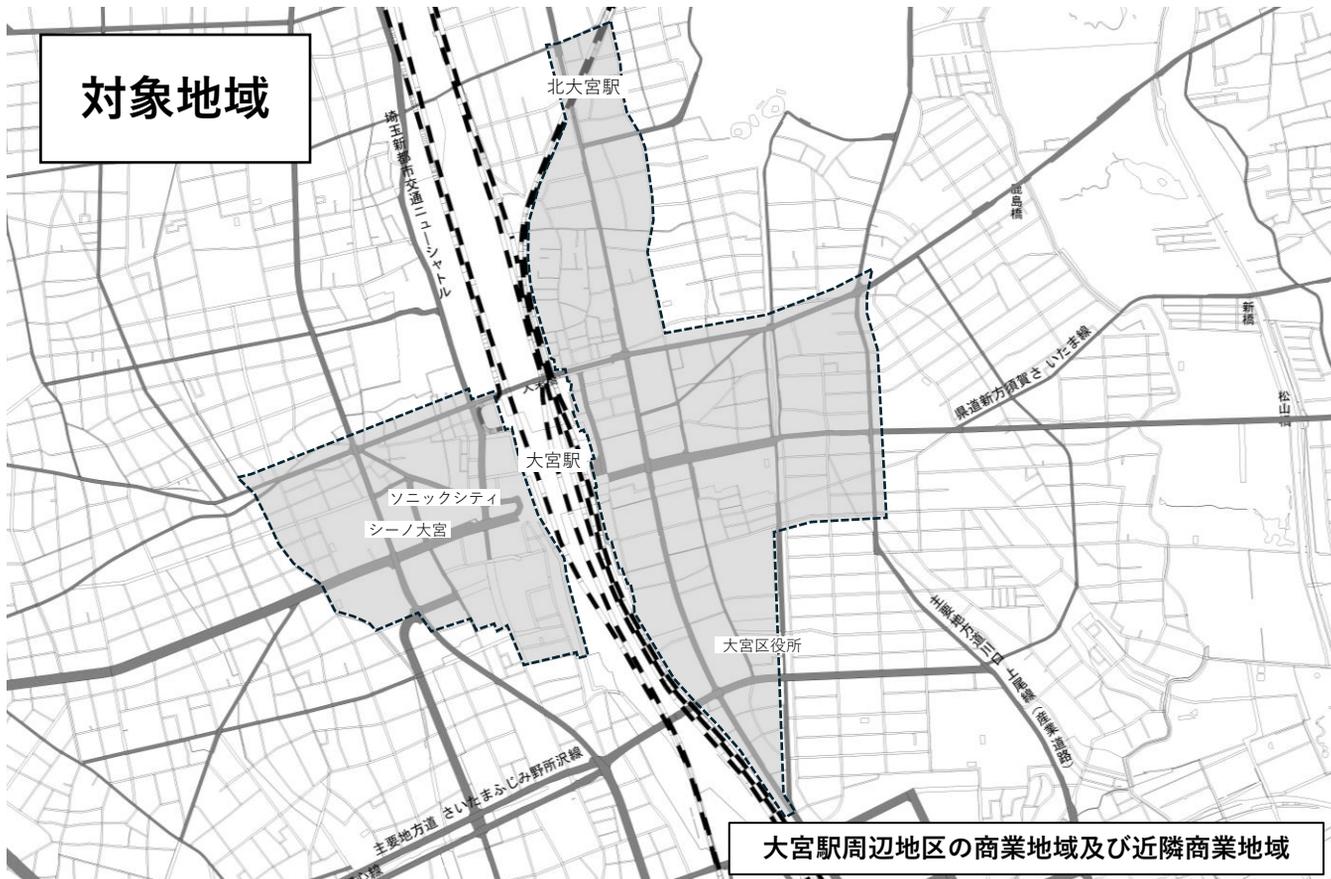


○開発行為に該当する共同住宅について

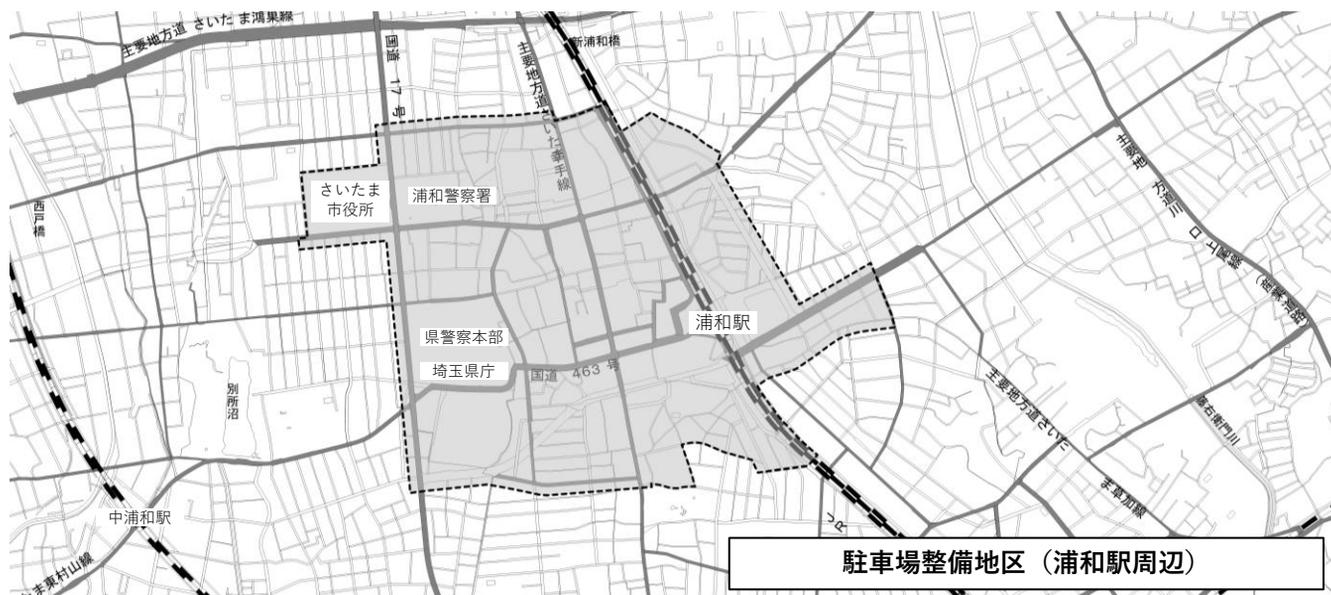
敷地面積が500㎡以上で、「さいたま市開発行為の手続に関する条例」の適用を受ける共同住宅を建築する場合は、「さいたま市自動車駐車施設の設置基準」に基づき、別途、各区役所のくらし応援室との協議が必要です。設置基準や協議先の詳細は右の二次元コードをご確認ください。



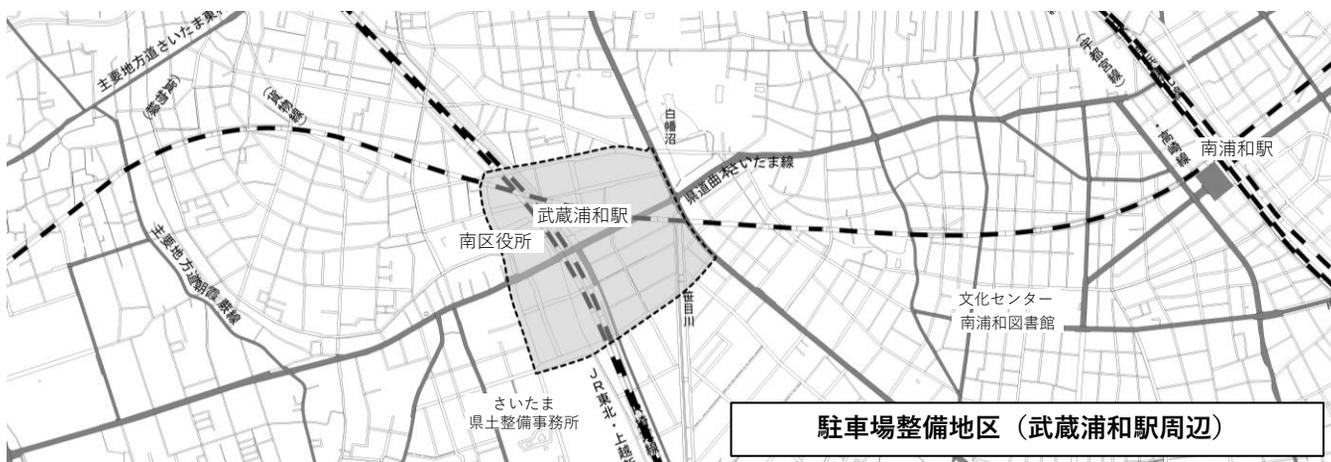
対象地域



大宮駅周辺地区の商業地域及び近隣商業地域



駐車場整備地区（浦和駅周辺）



駐車場整備地区（武蔵浦和駅周辺）